# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	軽自動車税に関する事務	基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

舞鶴市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、 特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねな いことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行 い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

舞鶴市長

#### 公表日

令和7年3月26日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取	り扱う事務
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、軽自動車の所有者等の軽自動車税額を算出し、賦課徴収している。また、申請に基づき、標識交付証明書等を発行している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①軽自動車台帳の管理 ②軽自動車税の賦課、減免、徴収 ③標識交付証明書等の発行 ④過誤納の還付等 ⑤地方税法に基づく調査
③システムの名称	地方税システム、宛名・納付システム、中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名)、中間サーバー ・
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名テーブル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシス	テムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表 24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第16条 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当	· 部署
①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	総務部総務課 住所:京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号:0773-66-1044					
8. 特定個人情報ファイルの取	扱いに関する問合せ					
連絡先	財務部税務課 住所:京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1026					
9. 規則第9条第2項の適用	[  ]適用した					
適用した理由						

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和7年	E2月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か		令和7年2月1日 時点			
3. 重大事故	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義和	务付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護	評価書の種類				
[ 基础	楚項目評価書	]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施機関	間については、そ	れぞれ重点項目	評価書又は全項目評価	書において、リスク対策の詳細が	記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報	提供ネットワー	-クシステムを	通じた入手を除く。	)	
目的外の入手が行われるリスクへ の対策は十分か	Г	十分である	]	<選択肢> 1) 特にカを入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要 のない情報との紐付けが行われるリ スクへの対策は十分か	Γ	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス 権限のない職員等)によって不正に 使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取	扱いの委託				[ ○ ] 委託しない
委託先における不正な使用等のリ スクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(多	長託や情報提供 キャッチャ	<b>トットワークシ</b> フ	ステムを通じた提供を	徐く。)	[ ○ ] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリス クへの対策は十分か	[		1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシス・	テムとの接続		1	] 接続しない(入手)	[ ○ ] 接続しない (提供)
目的外の入手が行われるリスクへ の対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの 対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスクへの対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	[ ] 人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスクへの 対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄			
9. 監査				
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えら	れる対策 [  ]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられる対 策	[3] 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	]		
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>			
判断の根拠	地方税システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、また、アクセス可能な職員を年度ごとに更新し、年度当初にアクセス権限の追加・削除を行うすることで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらのことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考える。			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 野口 和英	税務課長	事後	
平成31年3月29日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策	_	(項目を追加)	事後	
令和4年1月1日			1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 第20条	事後	
令和4年1月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和5年12月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	軽自動車税システム、住基・税系宛名システム、団体内 統合宛名番号連携システム、中間サーバー	地方税システム、宛名・納付システム、中間サーバーコ ネクタ(団体内統合宛名)、中間サーバー	事前	
令和7年03月14日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
令和7年03月14日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに よる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 第20条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表 24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第16条 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない	事後	
令和7年03月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部税務課	財務部税務課	事後	
令和7年03月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱い に関する問合せ 連絡先	総務部税務課 住所:京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号:0773-66-1026	財務部税務課 住所:京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号:0773-66-1026	事後	
令和7年03月14日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	-	(項目を追加)	事後	
令和7年03月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2023年11月1日時点	2025年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2023年11月1日時点	2025年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	
令和7年03月14日	IVリスク対策 9. 監査		(項目番号項ずれ) 自己点検	事後	
令和7年03月14日	IVリスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発		(項目番号項ずれ) 十分に行っている	事後	
令和7年03月14日	<ul><li>Ⅳリスク対策</li><li>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</li><li>最も優先度が高いと考えられる対策</li></ul>	-	(項目を追加) 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの 対策	事前	
令和7年03月14日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	(項目を追加) 十分である	事後	
令和7年03月14日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられ る対策 判断の根拠	-	(項目を追加) 地方税システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、また、アクセス可能な職員を年度ごとに更新し、年度当初にアクセス権限の追切な管理を行うすることで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらのことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考える。	事後	